

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の 申請期間の延長について

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請期限を

12月26日金まで 延長します。

両給付金支給の対象となると思われる人で、まだ申請されていない人は、申請期限までに申請手続きをしてください。

◎臨時福祉給付金の支給対象者

基準日（平成26年1月1日）時点で美祢市に住民登録されている人でご自身が平成26年度の市県民税（均等割）が課税されておらず、市県民税（均等割）が課税されている人に扶養されていない人が支給対象となります。

ただし、生活保護を受給されている場合は対象外となります。

◎子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者

基準日（平成26年1月1日）時点で美祢市に住民登録されており、支給対象児童（中学生以下の児童）がいる人で以下の①②のすべてに該当する人が対象となります。

①原則平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している人

②平成25年中の所得が児童手当の所得制限に満たない人

但し、臨時福祉給付金が生計減額となる場合や支給決定されている場合は、対象外となります。

また、生活保護を受給されている場合も対象外となります。

問合せ先 地域福祉課（臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金窓口） ☎0837(52)1366

平成27年1月診療分から

70歳未満の高額療養費の自己負担限度額が変わります。

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、月の初めから終わりまでに一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

年齢や所得に応じて本人が支払う医療費の上限が定められています。

今回の見直しでは、負担能力に応じた医療費負担の観点から、上位所得者と一般所得者の所得区分が細分化され、新たな自己負担額が設定されます。

限度額認定証（住民税非課税世帯の人は「標準負担額減額認定証」も併せて）を提示することにより、外来・入院とも個人単位で一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。

現在、限度額認定証をお持ちの人は、今回の見直しにより負担区分が変更となりますので、変更後の限度額認定証を12月下旬頃にお届けします。

◆平成27年1月診療分からの自己負担限度額（月額）

平成26年12月以前の区分	平成27年1月以降の区分	月単位の限度額（3回目まで）	月単位の限度額（4回目以降）
上位所得者	旧ただし書所得 901万円を超える	252,600円+ (総医療費－842,000円) ×1%	140,100円
	旧ただし書所得 600万円を超え 901万円以下	167,400円+ (総医療費－558,000円) ×1%	93,000円
一般所得者	旧ただし書所得 210万円を超え 600万円以下	80,100円+ (総医療費－267,000円) ×1%	44,400円
	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
低所得者	住民税非課税	35,400円	24,600円

※「旧ただし書所得」は、基礎控除後の総所得金額

問合せ先 市民課 ☎0837(52)5231

募集

病院等事業職員（正規職員）

平成26年度随時採用

- 採用予定職種及び人員
介護福祉士 若干名
作業療法士 若干名
- 受験資格 昭和39年4月2日以降に生まれた人で、当該資格を有する人
- 試験日及び試験会場 調整のうえ随時実施
- 申込期限
平成27年2月27日迄（郵送の場合は必着となります。）
- 試験方法 ①作文試験
②口述試験
- 受験申込書の請求先
経営管理課 ※受験申込書等の様式については、市又は病院事業局のホームページでダウンロードできます。
- 申込・問合せ先 経営管理課
〔☎0837(52)1700〕

美祢市学校給食用物資納入事業者

美祢市学校給食用物資納入事業者選定基準に基づき、平成27年度から3年間の納入事業者を募集します。

- 申請期間 平成27年1月5日～1月30日迄
- 申請書 美祢市学校給食用物資納入業者登録申請書と添付書類を各調理場に提出してください。
※申請書の様式は各調理場で配布、または市ホームページからダウンロードできます。
- 問合せ先 教育総務課
〔☎0837(52)5260〕

水道料金・下水道使用料納入通知書用広告

水道料金・下水道使用料納入通知書の裏面の広告を募集します。

- 広告仕様 縦9.9cm×横21cm
青色印刷
- 募集枠 2枠
- 広告期間 納入通知書作成後から納入通知書の在庫のある期間まで（平成27年4月～約1年間）
- 広告料 1枠43,200円(税込)
- 納入通知書作成予定枚数(参考) 約15,000枚

- 申込方法 所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、期日までに上下水道事業局管理業務課まで提出してください。
- 応募締切 12月26日迄
※美祢市広告掲載要綱に基づき応募者多数の場合は抽選とさせていただきます。
- 申込・問合せ先
上下水道事業局管理業務課
〒759-2212美祢市大嶺町東分283-1
〔☎0837(52)0795〕
〔☎0837(52)1417〕

市営住宅入居者

◆特定公共賃貸住宅

- 麦川団地（大嶺町奥分・美祢産業技術センター付近）
 - ・募集戸数 2戸（3LDK）
 - ・家賃 45,000円～56,000円
- 三本松団地（美東町大田・道の駅みとう付近）
 - ・募集戸数 4戸（3LDK）
 - ・家賃 46,000円～68,400円
- 白土団地（美東町真名・湯の口温泉付近）
 - ・募集戸数 9戸（3LDK）
 - ・家賃 41,000円～57,900円
- 秋吉八重団地（秋芳町秋吉・秋吉小学校付近）
 - ・募集戸数 1戸（3LDK）
 - ・家賃 45,000円～73,500円

※①月額所得（入居者全員の所得金額から控除額を差し引き、それを12で除した金額）が158,000円以上487,000円以下でないとい入居できません。

※②入居の際には、敷金（最高家賃の3か月分）と連帯保証人2人が必要になります。連帯保証人は個人住民税納税者に限ります。

◆定住促進住宅

- 温湯団地（美東町大田・みとう悠々苑付近）
 - ・募集戸数 1戸（2LDK）
 - ・家賃 26,000円

※①入居者全員の所得金額を12で除した金額が月額家賃の5倍以上でないとい入居できません。

※②入居の際には、敷金（最高家賃の3か月分）と連帯保証人2人が必要になります。連帯保証人は個人住民税納税者に限ります。

- 受付期間
12月1日～12月15日迄
- 入居可能時期
平成27年1月上旬

- 申込・問合せ先
建設課
〔☎0837(52)1116〕
美東総合支所建設経済課
〔☎08396(2)5007〕
秋芳総合支所建設経済課
〔☎0837(62)1901〕

お知らせ

「美祢市立病院」年末年始のお知らせ

小児科診療について

12月30日～、平成27年1月2日迄の2日間は、小児科診療を実施いたします。

- 受付時間 8時30分～11時30分
（診療開始 9時～）

外来休診について

12月27日～から平成27年1月4日迄まで、外来は休診します。

- 問合せ先 美祢市立病院
〔☎0837(52)1700〕

12月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正されます

これまで、公的年金を受給される人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

※児童扶養手当とは父母の離婚などにより父又は母と生計を別にしている児童や父又は母が重度の障害の状態にある児童を療育している家庭に対し、生活の安定と自立を促進するために支給される手当です。手当の支給については所得制限などの支給要件があります。

- 問合せ先 地域福祉課
〔☎0837(52)5228〕

美祢市地域自立支援協議会委員について

障害者総合支援法に規定する事業をはじめとする地域の障害者福祉施策の効率的な実施を図るための支援体制の整備について協議するため、「地域自立支援協議会」を設置しています。